

コンベンションゾーンにおける  
おもてなし空間創出業務委託  
仕様書(案)

令和8年2月

本仕様書は、「コンベンションゾーンにおけるおもてなし空間創出業務委託」の企画提案競技に関し、必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市(以下「本市」という。)と受注者で協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

## 委託業務仕様書(案)

### 1 委託業務名

コンベンションゾーンにおけるおもてなし空間創出業務委託

### 2 本業務の目的

令和8年3月22日～26日に開催される、花をテーマとしたMICE「Fukuoka Flower Show 2026」(以下、「FFS2026」という。)の機会を捉え、コンベンションゾーンにFFS2026のイベントテーマ「まちなか花装飾」を踏まえたオブジェを設置することにより、コンベンションゾーンの魅力向上や来場者へのおもてなし空間の創出を図るもの。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

### 4 設置場所(※詳細は資料4のとおり)

- (1)福岡国際会議場 緑道入口(水盤前)周辺
- (2)マリンメッセ福岡B館 西側デジタルサイネージ及び植栽前周辺

### 5 設置期間

令和8年3月20日(金)～令和8年3月29日(日)

※ 施工スケジュールの都合上、設置期間が早くなてもよい。

### 6 委託内容

#### (1)オブジェ制作

- ① 生花を含むデザインとすること。
- ② 立体的に制作すること。また、安全対策のため、オブジェ自体で自立するものとすること。
- ③ オブジェの設置及び撤去(運搬等も含む)。

※ ライトアップなど照明(LED等)器具の設置等については、必要に応じて提案すること。

#### (2)オブジェ設置箇所

オブジェの設置箇所については、別添資料を参考とし、必要に応じて、現地確認を行ったうえで提案を行うこと。なお、実際に設置する場所は、市と調整のうえ、決定すること。また、オブジェは設置

期間の前日までに設置を完了すること。

① 福岡国際会議場 緑道入口(水盤前)周辺

※ 水盤横の歩行通路には設置不可

② マリンメッセB館 西側デジタルサイネージ・植栽前周辺

(3)オブジェのデザインについて

デザインコンセプトやオブジェのイメージなどについて自由に提案を行い、企画提案書に記載すること。

① デザインコンセプト

- FFS2026 まちなか花装飾のテーマである「FLOWERS IN FASHION」を踏まえたものとすること。

- オブジェのサインデザインには、FFS2026 のロゴマークを使用すること。

※ サイン製作費は、本業務の見積りに含めない。

② オブジェの造型

③ 設置イメージ

④ その他、FFS2026の機運醸成や認知度向上、コンベンションゾーンのイメージ向上につながる工夫などがあれば、自由に提案すること。

(4)オブジェの維持管理

設置期間中における維持管理手法を示すこと。枯れた生花の入れ替えなど、オブジェのメンテナンスを行うものとし、現状維持と安全管理に努めること。

※ 定期的な水やり等については、施設側での実施を想定している。

(5)実施体制

本業務を実施するにあたっての実施計画及び実施体制(配置計画)について提案すること。

(6)同種業務の受注実績

本業務全般について、国や地方自治体、民間企業等における同種業務に携わった実績がある場合は、その内容について支障のない範囲で記載すること。

(7)その他の追加提案

上記(1)～(6)に掲げるもののほか、本業務の実施に有効な取り組みがあれば、提案すること。

## 6 守秘義務の確保及び情報の管理

(1) 基本事項

受注者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※ 個人情報保護についての詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

## (2) 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

## 7 その他留意事項

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、本市と十分協議しながら行うこと。
- (2) 本市との協議にあたっては、本市からの質問や意見について迅速に対応できる体制をとること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上的一切の権利は、本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。また、成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に本市と協議すること。
- (5) 本市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、本市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (7) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例などの各種法令等に則り適切に管理すること。
- (8) 受託者は本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (9) 本市は、委託業務の処理状況について隨時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (10) 仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。仕様書の内容に疑義が生じた場合には、本市と受注者が協議の上、定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。